

20-41045-0017 河川計画基礎資料検討業務委託（河海調査）

特記仕様書

1 目的

令和元年東日本台風に伴う出水により、複数の県管理河川において越水等による浸水被害が多数発生した。被災した河川については別業務にて、降雨規模、流下能力、今次洪水流量について検討済みであり、検討した結果を整理することを目的とする。

2 仕様書

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部「共通仕様書（業務委託編Ⅰ・Ⅱ）」によるものとする。

3 資料の貸与等

- 貸与資料の保管及び取り扱いについては、破損及び滅失等のないよう十分に注意を払うものとし、使用后速やかに返却するものとする。
- 貸与をうけるにあたって、必ず借用書を提出するものとする。
- 貸与する資料に関して、本業務の目的以外に使用しないこと。

4 対象河川

下記18河川を対象とする。下記検討業務の成果品等については、貸与するものとする。

水系	河川名	実施事業名	検討業務名
阿武隈川水系 福島圏域	広瀬川	災害関連事業	測量設計業務委託（改良調査）
	山舟生川	災害関連事業	測量設計業務委託（改良調査）
	濁川	個別補助事業	設計業務委託（河川・交付）
	滝川	個別補助事業	測量設計業務委託（河川・交付）
	佐久間川	個別補助事業	設計業務委託（河川・交付）
	塩野川	個別補助事業	設計業務委託（河川・交付）
阿武隈川水系 二本松圏域	安達太田川	災害関連事業	測量設計業務委託（改良調査）
	移川	災害関連事業	測量設計業務委託（改良調査）
阿武隈川水系 郡山圏域	谷田川	個別補助事業	河川事業計画策定業務委託（河川・交付）
	逢瀬川	個別補助事業	洪水検証業務委託（河川・住関）
	大滝根川		河川事業計画策定業務委託（河川・交付）
	滑川		洪水検証業務委託（河川・交付）
	釈迦堂川		洪水検証業務委託（河川・交付）

阿武隈川水系	北須川		河川事業計画策定業務委託(河改・改良)
社川圏域	社川		河川事業計画策定業務委託(河改・改良)
小泉川水系	小泉川	災害関連事業	河道計画検討業務委託(単災調査)
宇多川水系	宇多川	災害復旧助成事業	河道計画検討業務委託(単災調査)
夏井川水系	夏井川	災害復旧助成事業	河道計画検討業務委託(単災調査)

5 業務内容

5. 1 計画準備

業務の目的・内容及び既往検討資料等を把握した上で、作業方針及び作業工程等を立案するとともに、業務に必要な準備作業を行う。

5. 2 既往検討資料の整理

貸与する既往検討資料から必要な資料を抜粋し整理する。

5. 3 降雨規模の整理

各河川の既往検討資料に基づき、今回降雨の確率規模および計画雨量確率規模を比較して整理する。

5. 4 現況流下能力および今次洪水流量の整理

各河川の既往検討資料に基づき、現況流下能力と今次洪水実績流量の整理を行う。

5. 5 検討会資料の作成

既往検討資料及び上記5. 3～5. 4により整理した成果をまとめ、県が開催する検討会で使用する資料を検討し作成する。

5. 6 報告書作成

業務内容を踏まえて、報告書を作成する。

6 打合せ協議等

受注者は業務にあたり、発注者と適時に十分な打合せを行うこととする。

打合せは県庁河川計画課にて当初、中間(1回)、成果品納入時の3回を想定している。なお、打合せ協議の内容については、その都度受注者が打合せ協議簿等に記録し、相互に確認する。

7 積算基地

本業務における積算基地は福島市役所とする。なお、契約後の変更は行わないものとする。

8 成果品

(1) 成果品

報告書（A4 版） 2 部

(2) 電子納品について

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、測量、設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、要領）」等を福島県が策定した「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品の運用にあたっては、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】（平成 31 年 4 月）」によるものとし、電子化する範囲は国土交通省の要領・基準等も参考にしようえで、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。
- 3) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部の他、電子媒体に格納するデータを含む簡易製本版 2 部（報告書、図面折込）を納品する。報告書については、金文字黒表紙による製本は不要とし、A4 ファイル綴じとする。「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
- 4) 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により電子納品に関する要領・基準に適合していること、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施しようえで提出すること。